

板橋区子ども家庭総合支援センター一時保護委託実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護を適当な者へ委託（以下「一時保護委託」という。）するために必要な事項を定め、児童に対する適切な保護を実施し、児童及びその家庭の福祉の向上に資することを目的とする。

(一時保護委託の要件)

第2条 板橋区子ども家庭総合支援センター所長（以下「子ども家庭総合支援センター所長」という。）は、児童の安全を確保し、適切な保護を実施し、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要があると認める場合に、一時保護委託を行う。

(一時保護委託の原則)

第3条 子ども家庭総合支援センター所長は、一時保護委託を行う場合、里親、小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）、児童自立生活援助の実施に係る者（以下「自立援助ホーム」という。）等の家庭的な環境の下で児童の保護が実施されるよう努めなければならない。

(一時保護委託の決定、変更及び解除)

第4条 子ども家庭総合支援センター所長は、一時保護委託を決定する場合は、受託者へ児童一時保護委託書（別記第1号様式）を交付するとともに、受託者から児童一時保護受託書（別記第2号様式）の提出を受けるものとする。

2 子ども家庭総合支援センター所長は、一時保護委託を変更する場合は児童一時保護委託変更通知書（別記第3号様式）を、一時保護委託を解除する場合は児童一時保護委託解除通知書（別記第4号様式）を受託者に交付するものとする。

(受託者の養育状況等の管理)

第5条 子ども家庭総合支援センター所長は、一時保護委託を実施した場合、受託者による養育状況、保護児童の生活状況、行動特性等の子ども家庭総合支援センターが相談援助活動を実施する上で必要な事項を適切に管理しなければならない。

(一時保護委託先)

第6条 主な一時保護委託先は、他自治体の一時保護所、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童福祉施設、医療機関及び一時保護委託について深い知識と経験を有する私人とする。ただし、当該私人に委託する場合は、一時保護受託者調査票（別記第5号様式）を用いて委託の妥当性について調査をし、これに基づき子ども家庭総合支援センター所長が委託の可否を決定する。

(委託の期間)

第7条 子ども家庭総合支援センター所長は、特段の事情がない限り、一時保護委託に係る期間を必要最小限に留め、計画的な保護に努め、法第27条による措置等、適切な援助を講ずるよう努めなければならない。

(費用の支弁)

第8条 子ども家庭総合支援センター所長は、一時保護委託に要した費用について、別に定めるところにより支弁しなければならない。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区子ども家庭総合支援センター
所長 _____ 印

児 童 一 時 保 護 委 託 書

児童福祉法第33条の規定により、次の児童を貴殿に委託します。

委託児童	氏名	保護者との続柄	性別	生年月日	摘要
保護者	氏名				
	居住地				
委託期間	から まで				
委託費用	1日当たりの単価 円				
委託の理由					
その他	委託児童に係る事故に関して受託者が損害賠償責任を負う場合には、区が代わってその責に任ずるものとする。ただし、受託者の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。				

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

板橋区子ども家庭総合支援センター所長 あて

受託者氏名

児 童 一 時 保 護 受 託 書

下記のとおり児童を受託し、特に受託児童につき遵守すべき事項を堅く守ります。

1 受託児童

氏 名	年 月 日生
児童一時保護委託書	年 月 日 番 号

2 受託予定期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 日）

3 受託児童につき遵守すべき事項

- (1) 児童福祉法の趣旨に基づき、貴職の指定した児童福祉司の指導に従って児童を保護します。
- (2) 児童が疾病にかかり、傷病を受け、又は家出したときなどは、直ちに貴職に報告します。
- (3) 児童保護に困惑を感じる時、又は受託の解除を希望するときなどは、事前に貴職に指導を受けます。
- (4) 貴職が必要と認めるときは、貴職の指定した係員の調査に異議なく応じ、また児童の委託を解除されても異議は申し立てません。
- (5) 貴職からの照会があった場合には直ちに回答します。

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区子ども家庭総合支援センター
所長 印

児童一時保護委託変更通知書

つぎの児童について、年 月 日付けで決定した児童福祉法第33条の規定による一時保護委託を下記のとおり変更しましたので通知します。

記

委託児童	氏名	保護者との続柄	性別	生年月日	摘要
保護者	氏名				
	住所				
委託変更日					
委託変更理由					

第4号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区子ども家庭総合支援センター
所長 印

児童一時保護委託解除通知書

つぎの児童について、 年 月 日付けで決定した児童福祉法第33条の規定による一時保護委託を下記のとおり解除しましたので通知します。

記

委託児童	氏名	保護者との続柄	性別	生年月日	摘要
保護者	氏名				
	住所				
委託解除日					
委託解除理由					

第5号様式（第6条関係）

一時保護受託者調査票

板橋区子ども家庭総合支援センター

受託者氏名		生年月日	
住所		連絡先	
一時保護受託の動機、養育についての考え方、家庭環境等			
担当児童福祉司の評価			
年 月 日 調査 氏名			